

【参考資料】

	固定資産税特例 地方税	経営強化税制 国税(法人税)	(参考)生産性税制 国税(法人税)
期限	平成28年度創設(平成30年度まで) ※7月から施行	平成29年度創設(平成30年度まで)	今年度で廃止
申告	1月末に申告 (1月1日時点で所有している設備)	法人の事業年度終了後 (2カ月以内)	法人の事業年度終了後 (2カ月以内)
名称	—	生産性向上設備 (A類型)	先端設備 (A類型)
要件 (工業会証明)	生産性1%向上 (生産効率・エネルギー効率・精度等) — 販売時期	生産性1%向上 (生産効率・エネルギー効率・精度等) — 販売時期	生産性1%向上 (生産効率・エネルギー効率・精度等) 最新モデル 販売時期
中小企業等経営 強化法の認定	必要	必要	不要
対象設備 (取得価格) (販売時期)	機械装置(全て):160万以上、10年以内 器具備品(全て):30万以上、6年以内 検査工具・測定工具:30万以上、5年以内 建物附属設備(全て):60万以上、14年以内	機械装置(全て):160万以上、10年以内 器具備品(全て):30万以上、6年以内 検査工具・測定工具:30万以上、5年以内 建物附属設備(全て):60万以上、14年以内 ソフトウェア:70万円以上、5年以内	機械装置(全て):160万以上、10年以内 器具備品(限定列举):120万以上、6年以内 ロール(工具):30万以上、6年以内 建物附属設備(限定列举):120万以上、14年以内 ソフトウェア:70万円以上、5年以内 建物(限定列举):120万以上、14年以内
備考	※機械装置以外は平成29年度から拡充 ※追加された設備は地域・業種に限定有り ※建物は償却資産として課税されるもの		※最低取得価格については合計の要件あり